第二十四条第一項第一号中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改める。

第二十七条第一項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に改め、同条第三項第一号中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同条第四項中「を定め、又は変更しようとするとき、及び」を「並びに」に改め、「あらかじめ、第一項の一日当たりの時間及び期間を定める内閣府令については」及び「、前項第一号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「こども家庭審議会」に改める。

第二十八条第一項第二号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条第三項中「を定め、又は変更しようとするとき、」、「あらかじめ、第一項第二号の内閣府令については」及び「、前項第二号及び第三号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「こども家庭審議会」に改める。

第二十九条第四項中「あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「こども家庭審議会」に改める。

第三十条第一項中「第十九条第一項第二号又は」を「第十九条第二号又は」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同項第四号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第三項中「を定め、又は変更しようとするとき、」を削り、「から第四号まで」を「及び第四号」に改め、「あらかじめ、第一項第二号及び第四号の内閣府令については」及び「、前項第三号の基準については厚生労働大臣に、同項第二号及び第四号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「こども家庭審議会」に改める。

第三十条の四第二号及び第三号並びに第三十条の五第七項各号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第三十一条第一項第一号中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同項第二号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同項第三号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改め、同条第二項中「あらかじめ、第七十二条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。

第三十二条第一項中「、あらかじめ」を削る。

第三十三条第二項中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同条第三項中「、あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削り、同条第四項中「第四十五条第四項」を「第四十五条第三項」に改める。

第三十四条第三項第一号中「第七十七条第一項第一号」を「第七十二条第一項第一号」に改め、同条第四項中「を定め、又は変更しようとするとき、」、「、あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「こども家庭審議会」に改める。

第四十三条第一項中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改め、同条第二項中「あらかじめ、第七十七条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。

第四十四条中「、あらかじめ」を削る。

第四十五条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第四十六条第三項第一号中「第七十七条第一項第二号」を「第七十二条第一項第二号」に改め、同条第四項中「を定め、又は変更しようとするとき、」及び「、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「こども家庭審議会」に改める。

第五十二条第一項第一号及び第五十五条第一項中「第四十五条第五項」を「第四十五条第四項」に改める。

第五十八条の四第一項第六号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第三項中「、あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削る。

第六十条第三項中「、あらかじめ」及び「、厚生労働大臣」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「こども家庭審議会」に改める。

第六十一条第二項第一号中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改め、同条第七項中「あらかじめ、第七十七条第一項」を「第七十二条第一項」に改め、同条第八項及び第九項中「、あらかじめ」を削る。

第六十二条第二項第一号中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同条第五項中「あらかじめ、第七十七条第四項」を「第七十二条第四項」に改める。

第六十六条の三第一項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第七十条第三項中「、あらかじめ」を削る。

第七章の章名を次のように改める。

第七章　市町村等における合議制の機関

第七十二条から第七十六条までを削る。

第七十七条の見出しを削り、第七章中同条を第七十二条とする。

第八章中第七十八条を第七十三条とし、第七十九条を第七十四条とし、第八十条を第七十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第七十六条　内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限（政令で定めるものを除く。）をこども家庭庁長官に委任する。

2　こども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

第八十一条を削り、第八十二条を第七十七条とする。

第九章中第八十三条を第七十八条とし、第八十四条から第八十七条までを五条ずつ繰り上げる。

附則第九条第一項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第二項中「、あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削り、「第七十二条に規定する子ども・子育て会議」を「こども家庭審議会」に改める。

附則第十四条第五項中「、あらかじめ」及び「及び厚生労働大臣」を削る。

（子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正）

第三十四条　子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「内閣府」を「こども家庭庁」に改める。

第十六条第三項を次のように改める。

3　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二　会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

第十六条第四項中「内閣府」を「こども家庭庁」に改める。